

小城市暴力団排除条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、暴力団が市民の生活及び社会経済活動に介入し、暴力及びこれを背景とした資金獲得活動によって市民等に多大な脅威を与えている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

解説

- (1) 暴力団は、市民生活や社会経済活動の場に深く介入し、活動資金を獲得するために暴力やこれを背景とした資金獲得活動によって、市民や事業者に多大な脅威を与えています。本条は、このような厳しい暴力団情勢に鑑み、これらの不安要因を排除するために、市民が一体となって市民の生活や社会経済活動の場から暴力団を排除し、安全で平穏な市民生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することなどをこの条例の目的とすることを明確にしたものです。
- (2) 「市」とは、市の執行機関の全て（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価委員会及び議会）です。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団等 暴力団、暴力団員等又は暴力団と密接な関係を有する者として市長が別に定める者をいう。
- (5) 市民 市内に住居を有する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市内に存する学校に在学する者をいう。
- (6) 市民等 市民及び事業者をいう。
- (7) 関係機関等 法第32条の2第1項の規定により公安委員会から佐賀県暴力追放運動推進センターとして指定されている者、佐賀県弁護士会その他の暴力団を排除するための活動を行う機関又は団体をいう。

解説

- (1) 「暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」も規制の対象とした理由は、暴力団が、法の適用を逃れるために、組織実態を隠蔽し、あるいは構成員の一部が暴力団から離脱し、準構成員として組織の外から暴力団と関係を持つようになっていく現状を踏まえたものです。また、いわゆる「偽装破門」を行う実態が窺われるところです。こうした活動実態の不透明化に的確に対応するため、暴力団員に限らず、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者も含めて「暴力団員等」として定義を設けたものです。

「事業者」とは、事業を行う個人及び法人をさします。

- (2) 「関係機関等」には、公益財団法人佐賀県暴力追放運動推進センターや各市町、各業界団体等の暴力追放協議会等を含みます。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、市民等が、暴力団が市民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと、暴力団を利用しないこと及び暴力団事務所を開設させないことを基本として推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、国、県、他の市町、市民等及び関係機関等による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

解説

- (1) 「暴力団を恐れない」とは、組織的暴力を行使する暴力団に対して、社会全体が「暴力団の存在を許さない」との対決姿勢をもって毅然として立ち向かうことをいいます。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、県、他の市町、市民等及び関係機関等と連携し、及び協力して、暴力団の排除のための施策を推進するものとする。

解説

- (1) 「暴力団の排除のための施策」とは、具体的には、公の施設等からの暴力団排除や公的給付の制限、行政対象暴力対策、暴力団員による不当な行為への対処方針及び対処方法に関する助言、暴力団の排除のための活動についての助言、暴力団の排除のための活動に関する広報啓発等です。

(市民等の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自主的に、かつ、相互の連携協力を図りながら暴力団の排除のための活動に取り組むよう努めるとともに、市が実施する暴力団の排除のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）によって暴力団を利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団の排除のための施策に協力するものとする。

3 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市及び警察署その他の関係機関等に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

解説

- (1) 暴力団の排除を実現するためには、市、市民、事業者の一体となった活動が必要です。
- (2) 第1項は、市民の責務です。市民が自主的な活動に取り組むべきこと、相互の連携協力を図り、一体となった活動を展開すべきであること、施策に協力すること（暴力団の排除を目的とした集会に参加したり、暴力団に関する情報を市に提供したりすること）です。
- (3) 第2項は、事業者の責務です。事業者が社会的責任を果たし、その事業が暴力団を利することがないよう、また、施策に協力するよう事業者の役割を明確に規定したものです。

「事業（事業の準備を含む。以下同じ）」とは、生産・営利等を目的として継続的に行われる経済活動及び社会への貢献を目的とする比較的規模の大きい仕事（社会福祉事業等）で、一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為の総体をいい、その事業の準備も含まれます。営利の要素は必ずしも必要としません。

- (3) 第3項は、情報を知ったときに市や警察署等へ情報を提供する市民及び事業者の責務です。

情報の例としては、「暴力団A組は、B地区の飲食店からみかじめ料を徴収している。」、「企業Cは、暴力団D組の関係企業ばかりを下請に参入させている。」、「Eマンションの2階には、F組の関係者が多数出入りしており、組事務所があるかもしれない。」などです。

(市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業によって暴力団を利することとならないよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 市が実施する入札に暴力団等に参加させないための措置
- (2) 市と契約を締結した者に暴力団等と下請契約を締結させないための措置

(3) 前2号に掲げるもののほか、暴力団を利用することとならないようにするために必要な措置として市長が別に定めるもの

解説

- (1) 県については、佐賀県暴力団排除条例において、県の行う全ての事務・事業からの暴力団の排除が規定されていますが、市の事務及び事業については規定していないことから、市が実施する事務及び事業から暴力団を排除するために、市が必要な措置を講ずることを明文化したものです。
- (2) 市の事務又は事業の中には、制度の趣旨に鑑みれば、事務又は事業の相手方が暴力団等であることのみをもって一律に排除することが適当でないものや市が行う許認可事務であるものの、欠格事由は法律によって定められ、暴力団等であることが法律上の欠格事由に該当しないものなども考えられます。このような場合においては、個別事業ごとに検討を行います。

(公の施設の暴力団の利用制限)

第7条 市又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、当該公の施設の管理に関する事項を定めた条例等の規定により当該公の施設の利用の許可をせず、又は当該許可を取り消すことができる。

解説

- (1) 「市が設置した公の施設」とは、市が所有する行政財産のうち、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設置されている施設をいい、直営の又は指定管理者により管理されている施設をいいます。
- (2) 「当該暴力団の利益になる」とは、暴力団による葬儀、放免祝い、誕生会、事務所開き等のいわゆる「義理事」や各種興行等が開催され、または販売活動、その他の勧誘などを行い、その活動により暴力団の利益となるとときです。
- (3) この規定を根拠にして「利用の許可をせず、又は当該許可を取り消すことができる」のは、暴力団の活動に利すると認める場合です。暴力団員が暴力団の活動と全く無関係に個人として市立図書館の施設を利用する場合などは、この規定の「暴力団の利益になると認めるとき」には当たりません。

(市民等に対する支援等)

第8条 市は、国、県、他の市町及び関係機関等と連携して、市民等及び市民等により組織する団体が自主的に、かつ、相互の連携協力を図りながら暴力団の排除のた

めの活動に取り組むことができるよう、これらの者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（広報及び啓発）

第9条 市は、国、県、他の市町及び関係機関等と連携して、市民等が暴力団の排除の重要性について理解を深め、暴力団の排除に関する気運が醸成されるよう、必要な広報及び啓発を行うものとする。

（生徒に対する教育等のための措置）

第10条 市は、その設置する中学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校をいう。）において、暴力団が市民の生活に不当な影響を与える存在であることを認識し、暴力団に加入せず、かつ、暴力団員等の不当な行為による被害を受けることを防止するための教育が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項に規定する目的を達するため、保護者、学校関係者その他の生徒の育成に携わる者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

解説

- (1) 暴力団専門誌や暴力団員を主人公とした映画等が多数存在するなど、一部では暴力団を美化する風潮があるのが現実です。このため、それらの影響を受けやすい生徒に対し、暴力団に対する誤った認識を払拭させ、暴力団犯罪に巻き込まれたり、又は暴力団に加入したりすることを防止する必要があります。
- (2) 第1項において教育の対象を中学校とした理由は、
 - ・中学校の生徒の年齢であれば、暴力団が社会に悪影響を与える存在であることについて十分に理解することが可能であること
 - ・中学校の生徒の年代は、特に周囲の環境の影響を受けやすいこと
 - ・中学校の時代に暴走族への加入等非行に走ることが比較的多く、その後、暴走族等での友人・知人を介しての暴力団への加入が多いこと 等です。
- (3) 具体的には、暴力団情勢に関する資料の配布、暴力追放啓発ビデオの上映、警察から警察職員の派遣を受けて講話を実施することを考えています。

（利益の供与の禁止）

第11条 市民は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、金品その他の財産上の利

益の供与をしてはならない。

解説

- (1) 佐賀県暴力団排除条例においては、事業者がその行う事業に関して暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対して財産上の利益の供与を行うことを禁止していますが、本条においては、市民個人が行う財産上の利益の供与を禁止したものです。なお、罰則等の制裁措置は設けていません。
- (2) 「暴力団の威力を利用」とは、例えば、市民自らが相手方に対し、「自分のバックには暴力団がついている。」などと言って、トラブルの処理を有利に進めようとすることも「暴力団の威力の利用」に当たります。
- (3) 「金品その他の財産上の利益」とは、金銭、物品、有価証券等のほか、金銭・物品の貸与、債務の免除、労務の提供等であって、これを受ける者にとって財産的な利得がある一切のものです。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。